

此の要求は、會社依頼によるもので、もとより會社が主導するべき事項です。

二、殘業廢止の要求に付

必要でない殘業を廢するのだから當然賛成です。

三、最低賃金を二圓二十錢に定むる要求に付

獨身者には少々て然るべき高齢者や技倅のある者には高くせねばなりません、依て年齢（家族の數をほ、表はす）技倅勤續年數等によつて合理的に制定する必要があります。

四、（イ）定期職工の雇傭期間を六ヶ月以上こし　（ロ）期間経過後は常傭工に編入せられたし　（ハ）尙現に施行せらるゝ其際の体格検査を廢止の要求に付

（イ）當社の如く仕事の繁閑激しきものには定期の短期雇傭制は止むを得ません、特に忙しい修理船等のあつた時に二ヶ月位の短期雇傭が必要になります、かかる時に應じるだけの人員を平時餘分に置くことは到底出来ません、却て現在居る者の不安を増すのみであります。

（ロ）定期工にして一年半引續き在職するものは常傭工に説考の上採用します。

（ハ）其際の体格検査はなるべく嚴に失せざる様に適當に致します
五、（イ）退職手當を増額し　（ロ）且つ定期職工にも常傭工と同等の退職手當を支給せられ度しこの要求に付
（イ）左の如く増額致します

勤続一年以上	三十日分	三十日分	二十日分
同十ヶ年迄一ヶ年を増す毎に六日分	八日分	八日分	八日分
同十一ヶ年以上二十ヶ年迄同八日分	十日分	十日分	十日分
同二十一ヶ年以上同	十日分	十二日分	十二日分
（ロ）定期職工は當然常傭職工と區割せらるべきものであります 其の了解のもとに工場に入社する人を定期職工として取扱ひます			

六、健康保険の負擔率を増加せざる要求に付 増加しません

七、職工を雇入るゝ時は組合の紹介によれこの要求に付 承認出來ません

横濱船渠株式會社